（令和3年10月1日から適用）

この契約は
「豊橋市公契約条例」の「特定公契約」に該当するため「労働報酬下限額」が定められています。

公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28年４月１日より施行となりました。

○どんな契約が対象？

工事請負契約	予定価格1億5,000万円以上
業務委託契約	
予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの ・庁舎清掃業務、病院清掃業務 ・施設警備業務、会場警備業務（機械警備に係るものを除く） ・除草・草刈り業務　・草地・樹木管理業務 ・草花管理業務　・給食補助業務 ・人材派遣業務　・庁舎受付業務・施設受付業務	
指定管理協定	
予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定	

○適正な労働条件の確保とは？

対象の労働者
受注者及び下請業者に雇用されている労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。

労働報酬下限額（賃金の下限額）	
工事の場合	職種ごとの公共工事設計労務単価を時給換算した額で80%以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,059円以上。
業務委託、指定管理協定の場合	時給９７０円以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給９５５円以上。

○特定公契約案件の受注者等の義務は？

主な事項	事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
	受注者は労働環境確認書（市契約検査課ホームページ等参照）を作成し、契約を締結する担当課へ契約締結後７日以内に提出しなければなりません。
	受注者は、以下の事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付しなければなりません。 １　この条例が適用される労働者の範囲 ２　労働報酬下限額 ３　申出をする場合の申出先 ４　申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

○労働者の申し出とは？

賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）に申し出ることができます。

○受注者が条例違反した場合は？

労働者から申出があった場合、又は提出された労働環境確認書の確認をした場合において調査が必要と認めたときは、市長等は受注者に対して報告、資料提出の要求や立入調査を行うことができます。

さらに調査が必要な場合は、市長等は下請負者等に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者に協力を求めることができます。

以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を行うことができます。

（令和3年10月1日から適用）

労働者のみなさまへ

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っているか確認してください。

公契約条例について

申出先	申出書
発注者、受注者、受注関係者 ※発注者が不明な場合は、豊橋市財務部契約検査課までお問い合わせください。	豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページに様式がありますので、御利用ください。

豊橋市財務部契約検査課　〒４４０－８５０１　豊橋市今橋町１番地
（ＴＥＬ）０５３２－５１－２１５０　　（ＦＡＸ）０５３２－５６－５８３９
豊橋市公契約条例ＨＰ：http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm

〇令和３年度労働報酬下限額一覧表（単位：円／時間）

※令和３年１０月１日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

１：工事請負契約

No.	職　　種	労働報酬下限額	No.	職　　種	労働報酬下限額	No.	職　　種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,370	18	さく岩工	2,900	35	左官	2,500
2	普通作業員	2,030	19	トンネル特殊工	3,630	36	配管工	2,190
3	軽作業員	1,580	20	トンネル作業員	2,660	37	はつり工	2,550
4	造園工	2,100	21	トンネル世話役	3,750	38	防水工	2,650
5	法面工	2,760	22	橋りょう特殊工	2,960	39	板金工	2,540
6	とび工	2,710	23	橋りょう塗装工	3,230	40	タイル工	2,100
7	石工	2,900	24	橋りょう世話役	3,400	41	サッシ工	2,610
8	ブロック工	2,670	25	土木一般世話役	2,470	42	屋根ふき工	2,234
9	電工	2,170	26	高級船員	2,810	43	内装工	2,860
10	鉄筋工	2,470	27	普通船員	2,260	44	ガラス工	2,550
11	鉄骨工	2,500	28	潜水士	4,230	45	建具工	2,270
12	塗装工	2,660	29	潜水連絡員	2,670	46	ダクト工	2,150
13	溶接工	2,890	30	潜水送気員	2,460	47	保温工	2,470
14	運転手（特殊）	2,330	31	山林砂防工	2,850	48	建築ブロック工	2,870
15	運転手（一般）	2,110	32	軌道工	4,110	49	設備機械工	2,480
16	潜かん工	3,230	33	型わく工	2,760	50	交通誘導員Ａ	1,570
17	潜かん世話役	3,800	34	大工	2,710	51	交通誘導員Ｂ	1,330

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、１，０５９円とする。

２：工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

９７０円

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、９５５円とする。